

児童扶養手当 様式第7号

※ 区受付年月日		※ 認定課提出			※ 認定課再提出		
令和	年	月	日	令和	年	月	日
				第	号		第
児童扶養手当				<input type="checkbox"/> 住所変更届(区内転居・区間転居・市外転入・市外転出) <input type="checkbox"/> 氏名変更届(本人・児童) <input type="checkbox"/> 支払金融機関変更届			
フリガナ				証書番号	第 号		
(新)氏名							
個人番号(転入時のみ記入)							
住 所	(変更前)			(変更後)			
	(札幌市)			(札幌市)			
		(自宅)	(携帯)	変更年月日:令和 年 月 日			
氏名変更	(フリガナ) 受給者氏名	(変更前)			(変更後)		
	(フリガナ) 児童氏名	(変更前)			(変更後)		
(新)支払金融機関	銀行 信金 信組 労金 本店・支店						
	普通						口座名義(カナ)
		公金受取口座		<input type="checkbox"/> 利用する	<input type="checkbox"/> 利用しない		
市外転入	児童氏名						
	個人番号						
市外転出	扶養義務者氏名						
	個人番号						
市外転出	転出理由	<input type="checkbox"/> 仕事都合 <input type="checkbox"/> 学校都合 <input type="checkbox"/> その他()					
	確認事項	<input type="checkbox"/> 転出後も児童扶養手当の受給要件に該当する状況に相違ありません。 ※転出後は、速やかに転出先の児童扶養手当担当課にて転入の手続きをしてください。					
上記のとおり、届け出ます。							
令和 年 月 日		(届出人)					
		氏 名					
		(あて先) 札 幌 市 長					
※※証書作成	令和 年 月 日 第			号			
備 考							
番 号 確 認	<input type="checkbox"/> 番号カード(本人確認書類必要なし) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 事後確認						
本 人 確 認	<input type="checkbox"/> 住基カード(写真付) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 各種障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 身分証明書()						

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書ではっきりと書いて下さい。

◎公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定により登録を受けた口座のことです。 札(24.04)

注 意

- 1 届けの種類をチェックし、住所変更届及び氏名変更届の場合は該当する項目を○で囲んでください。
- 2 住所及び氏名を変更したときは、変更した日から14日以内に届け出てください。
- 3 この届けには、次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 児童扶養手当証書
 - (2) 受給者氏名の変更を届け出るときは、戸籍謄本
 - (3) 市内に住所がない者については、その市町村の住民票の写し
- 4 市内での住所変更の場合は、新しい区役所にこの届けを提出してください。
- 5 市外への転出の場合は、あらかじめ変更前の区役所にこの届けを提出してください。

◎ 手当の受取口座として公金受取口座(※1)を利用する場合(変更前も手当の受取口座として公金受取口座を利用している場合を含む)、「公金受取口座」の「利用する」のチェックボックスに「レ」マークを記入して下さい。変更後の金融機関を記入する必要はありません。

※1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定により登録を受けた口座です。

※ 区受付年月日	※ 認定課提出	※ 認定課再提出
令和 5 年 5 月 1 日	令和 5 年 5 月 1 日	令和 5 年 5 月 1 日
第 1 号	第 1 号	第 1 号

記入例

児童扶養手当

住所変更届 (区内転居・区間転居・市外転入・市外転出)

氏名変更届 (本人・児童)

支払金融機関変更届

フリガナ	サッポロ ハナコ	証書番号	第	号
(新)氏名	札幌 花子			

個人番号(転入時のみ記入)

住 所	(変更前)	(札幌市) 中央区 北1条西1丁目1番1-101号	(変更後)	(札幌市) 中央区 北2条西2丁目2番2-202号
	(自宅) 011-123-4567 (携帯) 090-1234-5678		変更年月日: 令和 5 年 5 月 1 日	

氏名変更	(フリガナ) 受給者氏名	(変更前)	(変更後)
	(フリガナ) 児童氏名	ヤマダ イチロウ 山田 一郎	サッポロ イチロウ 札幌 一郎

(新)支払金融機関	北洋 銀行 信金 信組 労金 本店 ・ 札幌市役所 支店
	普通 1 2 3 4 5 6 7 口座名義(カナ) サッポロ ハナコ
公金受取口座 <input checked="" type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない	

市外転入	児童氏名	住所・氏名・支払金融機関については、 変更した項目のみご記入いただけます。 一度に複数の項目について変更を届け出る場合は、 該当の項目を全てご記入ください。
	個人番号	
	扶養義務者氏名	
	個人番号	

市外転出	転出理由	<input type="checkbox"/> 仕事都合 <input type="checkbox"/> 学校都合 <input type="checkbox"/> その他()
	確認事項	<input type="checkbox"/> 転出後も児童扶養手当の受給要件に該当する状況に相違ありません。 ※転出後は、速やかに転出先の児童扶養手当担当課にて転入の手続きをしてください。

上記のとおり、届け出ます。

令和 5 年 5 月 1 日 (届出人)

氏名 札幌 花子

(あて先) 札幌市長

※※証書作成	令和 5 年 5 月 1 日 第 1 号
--------	----------------------

備考	
----	--

番号確認	<input type="checkbox"/> 番号カード (本人確認書類必要なし) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 事後確認
本人確認	<input type="checkbox"/> 住基カード (写真付) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 各種障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 ()

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書ではっきりと書いて下さい。

◎公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定により登録を受けた口座のことです。 札 (24.04)

注 意

- 1 届けの種類をチェックし、住所変更届及び氏名変更届の場合は該当する項目を○で囲んでください。
- 2 住所及び氏名を変更したときは、変更した日から14日以内に届け出てください。
- 3 この届けには、次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 児童扶養手当証書
 - (2) 受給者氏名の変更を届け出るときは、戸籍謄本
 - (3) 市内に住所がない者については、その市町村の住民票の写し
- 4 市内での住所変更の場合は、新しい区役所にこの届けを提出してください。
- 5 市外への転出の場合は、あらかじめ変更前の区役所にこの届けを提出してください。

◎ 手当の受取口座として公金受取口座(※1)を利用する場合(変更前も手当の受取口座として公金受取口座を利用している場合を含む)、「公金受取口座」の「利用する」のチェックボックスに「レ」マークを記入して下さい。変更後の金融機関を記入する必要はありません。

※1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定により登録を受けた口座です。